

給水開始前の届出書に係る作成上の注意事項

(様式第5号について)

- (1) 届出者が、法人または組合にあつては、主たる事務所の所在地および名称並びに代表者の氏名を届出者欄に記入のうえ、届出すること。
なお、知事に提出する場合、水道事業者自らが署名した場合は、押印が不要である。
- (2) 給水を開始しようとする水道事業名および関係法令のみ記載すること。
- (3) 水道事業創設の認可年月日および指令番号(変更認可(届出)がある場合は直近のもの)または専用水道の確認年月日および確認番号を記載すること。

(添付書類について)

- (1) 水質試験の概要および判定
 - ①試験を行った水の採取場所
(当該水道事業の水道施設の位置を明らかにする平面図、もしくはフローシート図を添付し、図面上に採水地点を明記すること。)
 - ②水質試験を行った検査機関の所在地および名称
 - ③判定
(水質試験の項目は施行規則第10条に掲げる事項について行い、その成績書の写しを添付すること。)
- (2) 施設検査の概要および判定
 - ①検査年月日
 - ②検査した水道技術管理者の氏名
 - ③検査の概要および判定
(水道法施行規則第11条に基づき、水道施設の浄水および消毒能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設または改造による影響のある事項について、新設、増設または改造に係る施設および当該影響に関係あると認められる水道施設(給水装置を含む)について検査を行うこと。)